「令和6年度　地域デジタル基盤活用推進事業（実証事業）」別添資料

調達機器等リスト

実証番号	2次_No10
代表機関名	株式会社MizLinx
実証件名	水中映像を軸とした洋上IoT/AIプラットフォー構築による持続可能な漁業の実現

No.	a 名称	b 区分	c 型番	d 数量	e 開発供給計画認定実績の有無 （特定高度情報通信技術活用システムに該当する場合）	f　eが〇でない場合 サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策の内容	g 機能	h 設置形態(固定・可搬)	i 製造企業		j 備考等
									①製造企業名称	②本店（又は主たる事務所の所在地）	
1	DOセンサ	検証データ計測・解析用設備	AROW2-CAD	1			水温、DOの測定	可搬	JFEアドバンテック株式会社	日本	
2	クロロフィル濁度センサ	検証データ計測・解析用設備	ACLW2_CAD	1			水温、クロロフィル、濁度の計測	可搬	JFEアドバンテック株式会社	日本	
3	360度カメラ	検証データ計測・解析用設備	Insta360 X4	1			360度画像/映像の撮影	可搬	Arashi Vision Inc.	中国	
4	ICTブイ	コア設備	MizLinx Monitor	2			カメラ、センサ、ソナーデータの処理及びアップロード	可搬	株式会社MizLinx	日本	
5	WiFi 6Eルーター	端末	Archer AXE5400	1			WiFi 6E通信	可搬	TP-Link Systems Inc.	米国カリフォルニア州アーバイン	
6	WiFi HaLow親機	端末	AP-100AH	2			WiFi HaLow通信	可搬	サイレックス・テクノロジー株式会社	京都府精華町光台二丁目3番地1	
7	WiFi HaLow子機	端末	BR-100AH	2			WiFi HaLow通信	可搬	サイレックス・テクノロジー株式会社	京都府精華町光台二丁目3番地1	
8	WiFi HaLow子機	端末	EX-150AH	2			WiFi HaLow通信	可搬	サイレックス・テクノロジー株式会社	京都府精華町光台二丁目3番地1	
9	ソナー	検証データ計測・解析用設備	Ping2 Sonar Altimeter and Echosounder	1			ソナーによる魚群検出	可搬	Blue Robotics Inc	米国	
10	doocmo business RINKルーター	端末	RINKルーター01	3			モバイルルータ	可搬	NTTコミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー	NTTコム持ち出し物品
11	スターリンク	端末	Starlink Business	1			衛星アンテナ	可搬	SpaceX	アメリカ合衆国・カリフォルニア州ホーソーン	NTTコム持ち出し物品
12	５Gルータ	端末	Wi-Fi STATION SH-54C	2			モバイルルータ	可搬	株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー	NTTコム持ち出し物品
13	iPhone	端末	iPhone16 Pro	2			スマートフォン	可搬	Apple Japan合同会社	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ	NTTコム持ち出し物品
14	Android	端末	Google Pixel9	2			スマートフォン	可搬	グーグル合同会社	東京都渋谷区渋谷3丁目21番3号渋谷ストリーム	NTTコム持ち出し物品
15	モバイルバッテリー	端末	Anker PowerHouse 90	2			100V端子対応のモバイルバッテリー	可搬	アンカー・ジャパン株式会社	東京都千代田区神田淡路町2-101ワテラスタワー9階	NTTコム持ち出し物品
16	蓄電池	端末	JACKERY 1000	1			Starlink動作用の蓄電池	可搬	株式会社Jackery Japan	東京都中央区晴海1丁目8番10号　トリトンスクエアX棟3階	NTTコム持ち出し物品
17	YAMAHA VPNルーター	端末	RTX1220	1			Starlink動作用のルーター	可搬	ヤマハ株式会社	静岡県浜松市中央区中沢町10番1号	NTTコム持ち出し物品
18	360度カメラ	検証データ計測・解析用設備	RICOH TTHETA X	1			360度画像/映像の撮影	可搬	株式会社リコー	日本	
19											

20											

*1：本実証で使用する基地局、コア設備、伝送路設備（光ファイバを用いたもの）、端末、データ処理設備等を記載すること
*2: e 開発供給計画認定実績の有無については、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）に基づく開発供給計画認定を受けた実績を有する事業者が開発供給した機器であるか否かにより判断すること。